

平成 2 8 年

第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	2
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	3
5	議会事務局職員	4
6	開会	4
7	日程第1 補欠議員の議席の指定	5
8	日程第2 会議録署名議員の指名	5
9	日程第3 会期決定の件	6
10	日程第4 議案審議	6
11	議第1号	6
12	提案理由の説明	6
13	採決	7
14	議第2号及び議第3号	7
15	提案理由の説明	7
16	質疑、討論、採決	9
17	議第4号から議第8号	19
18	提案理由の説明	20
19	採決	20
20	議第9号及び議第10号	20
21	提案理由の説明	21
22	採決	21
23	議第11号	21
24	提案理由の説明	21
25	採決	22
26	議第12号	22
27	提案理由の説明	22
28	採決	23
26	日程第5 一般質問	23
27	閉会	32

会 議 日 程

平成28年2月16日（火曜日） 午後2時00分開会

- 第 1 補欠議員の議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案審議
 - 議第 1 号 平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - 議第 2 号 平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 議第 3 号 平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
 - 議第 4 号 熊本県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について
 - 議第 5 号 熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 6 号 熊本県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 7 号 熊本県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 8 号 熊本県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 9 号 熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第10号 熊本県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第11号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第12号 熊本県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について
- 第 5 一般質問

○

出席議員（28名）

1 番	満 永 寿 博
2 番	中 村 博 生
3 番	鈴木田 幸 一

4番	田中哲
5番	山下慶一郎
6番	西田弘志
7番	永野忠弘
8番	前田正治
10番	中嶋憲正
11番	森清孝
12番	元松茂樹
13番	田中勝毅
14番	河野一郎
15番	佐藤義興
16番	荒木義行
17番	中川政司
18番	松尾純久
19番	佐藤安彦
20番	荒木俊彦
21番	草村大成
22番	荒牧俊一
24番	工藤秀一
25番	中村一喜男
26番	藤本一臣
28番	森本完一
29番	松本照彦
30番	友田政春
31番	西村久徳

○

欠席議員（4名）

9番	中村五木
23番	坂梨公介
27番	竹崎一成
32番	内山慶治

○

説明のため出席した者

広域連合長
 事務局長
 総務課長
 事業課長

大西一史
 吉永和博
 福田敏則
 中元博文

○

議会事務局職員

議 会 事 務 局 長
書 記
書 記

鶴 田 洋 明
堀 満
藤 本 祐 輔

午後2時00分開会

○満永寿博 議長

それでは会議を始めます。ただいまの出席議員は28名でございます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会の定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

お手元に議案の正誤表が提示されておりますので御承知願います。

開会に先立ち、大西連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○大西一史 広域連合長

議長。

○満永寿博 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

皆さん、こんにちは。熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成28年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の御提案いたします議案といたしましては、平成27年度補正予算案、平成28年度当初予算案、各種条例の制定及び改正、第3次広域計画の策定の計12件、御審議をお願いするものでございます。

提案の趣旨及び内容につきましては、後ほど御説明申し上げたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、本県における後期高齢者の医療費については年々増加しており、平成27年度の被保険者1人当たりの医療給付費は、前年度の1.57%増加する見込みで推移しております。また、この増加傾向は平成28年度以降も続くことが考えられますことから、2年

ごとに見直す保険料率は上昇せざるを得ない状況となっているところでございます。

さらに、年金額の減少など被保険者所得の伸びが見込めないことや医療保険制度改革骨子において、国は後期高齢者の保険料軽減特例措置を平成29年度から原則的に本則に戻すとしていることから、被保険者の方々には負担が増加することになります。

そのため、本広域連合といたしましては、先ほど全員協議会にて御説明をいたしましたとおり、保険料の剰余金や財政安定化基金を活用し、保険料率の上昇を抑制し、据え置くこととした次第でございます。

また、さきの11月定例会のときにも申し上げましたとおり、保険料の軽減特例措置を本則に戻すという国の方針に対しましては、現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合には被保険者の負担が急激な増加にならないよう最小限に抑え、きめ細やかな激変緩和措置を講ずるよう国に求めるため、全国後期高齢者医療広域連合協議会において、昨年6月に厚生労働大臣あての要望書を提出しております。

今後も本広域連合では、全国及び九州ブロックの広域連合協議会と連携を強化しながら、国に対してより一層の財政措置を講ずるよう求めていく所存でございます。

最後となりましたが、議員の皆様には日ごろから本広域連合の円滑な業務の推進と運営に多大なる御理解と御協力を賜っておりますことに心から御礼を申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○満永寿博 議長

この際、諸般の報告を申し上げます。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、現金出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付し、議会に対する報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○

第1 補欠議員の議席の指定

○満永寿博 議長

これより日程第1、「補欠議員の議席の指定」を行います。

補欠議員の議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることとなっております。今回当選されました永野忠弘議員の議席を7番に指定いたします。

よろしく申し上げます。

○

第2 会議録署名議員の指名

○満永寿博 議長

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名することとなっております。2番、中村博生議員、26番、藤本一臣議員を指名いたします。

第3 会期の決定

○満永寿博 議長

次に、日程第3、「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

第4 議案審議

○満永寿博 議長

これより、日程第4、「議案審議」を行います。

議第1号「平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○大西一史 広域連合長

議長。

○満永寿博 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第1号について御説明をいたします。

本件は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、平成27年度の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、広域連合議会の議決をお願いするものであります。

今回の補正内容につきまして、歳入において、平成27年度の決算見込みにより市町村支出金を減額し、また、国庫支出金につきましては、特別調整交付金保健事業分を増額しております。そのほか、東日本大震災の被災者の方々に対する一部負担金や保険料の減免に伴う補助金の内示により、増額補正するものであります。

次に、歳出においては、決算見込みにより、総務費及び保健事業費を減額し、保険給付費を増額しています。また、平成26年度の特別調整交付金の精算のため、諸支出金を増額いたしております。そのほか、平成28年度の各種通知書作成業務、診療報酬明細書二次点検業務及び健康診査業務に係る委託契約を本年度中に行うため、必要となる債務負担

行為を提出しております。

以上、特別会計は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,402万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,795億4,241万1,000円とするものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○満永寿博 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

本件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、議第1号は原案どおり可決されました。

次に、議第2号「平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議第3号「平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括して議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○満永寿博 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第2号及び議第3号について御説明いたします。

本件は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、平成28年度の一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、広域連合議会の議決をお願いするものであります。

まず、議第2号について御説明いたします。

一般会計予算は広域連合の運営等に関する経費でございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,180万3,000円とするものであります。

次に、議第3号について御説明いたします。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、県下、約28万人の被保険者の皆様の医

なお、詳細につきましては、事務局長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

特別会計予算は、被保険者の皆様の医療給付などに係る経費が主なものとなっております。

まず、歳入でございますが、款１市町村支出金４２４億１，４５７万７，０００円は、特別会計に係る事務費負担金、保険料等負担金、療養給付費負担金などでございます。

次に、款２国庫支出金９５５億１，８４０万８，０００円は、療養の給付に要する費用１２分の３の定率負担金、高額医療費負担金及び調整交付金などでございます。

次に、款３県支出金２２８億７，３８６万８，０００円は、療養給付に要する費用１２分の１の定率負担金、高額医療費負担金でございます。

次に、款４支払基金交付金１，１０３億９，３０９万７，０００円は、若年層からの支援金でございまして、社会保険診療報酬支払基金を通じまして広域連合に交付されているものでございます。

その他、款６繰越金５０億円、款８諸収入では、第三者行為による納付金等の３億３，００７万１，０００円などを計上いたしております。

続きまして、歳出でございます。３４ページを御覧ください。

款１総務費６億２，２７３万７，０００円は、レセプトの電算処理経費や電算機器賃借料等の事務等でございます。

次に、被保険者の療養の給付でございます款２保険給付費には、２，７３７億１，７１４万２，０００円を計上いたしておりますが、前年度と比較いたしますと、９６億２，２６２万６，０００円増え、約１．０４％増となっております。増加の要因といたしましては、被保険者数の増加、医療費の増加によるものでございます。

次の、款３県財政安定化基金拠出金には、１億１，３５９万３，０００円を計上いたしております。

次の、款５保健事業費の４億２，１８８万５，０００円は、前年度に比べ５，０５７万１，０００円の増となっております。これは、平成２８年度からの新規事業、歯科口腔健康診査によるものでございます。

その他、諸支出金、予備費などを計上いたしております。

以上、歳入歳出のそれぞれの予算総額は２，７６５億７，３８３万５，０００円となり、前年度に比べ５７億８，９０１万９，０００円増え、約１．０２％増となっております。

以上が平成２８年度の一般会計並びに特別会計の予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

（吉永和博事務局長 着席）

○

○満永寿博 議長

議第２号については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

本件について、議案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

次に、議第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がっておりますので発言を許します。なお、発言時間は5分以内、回数は3回まででありますので、さよう御承知願います。

初めに、前田正治議員の発言を許します。

_____ ○ _____

○前田正治 議員

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

前田正治議員。

_____ ○ _____

(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

こんにちは。玉名市議会議員の前田正治です。

議第3号に関して質疑をいたします。

今議会では、28年度、29年度の保険料率は据え置きが提案してありますが、私はむしろ引き下げこそ必要だと思います。以下4点お聞きします。

1、平成27年度末の財政安定化基金の残高見込み額は幾らになるか。

2、財政安定化基金の交付額はどこでどのような手続きがあつて交付するのか。

3、28年度、29年度保険料は、財政安定化基金からの交付金を充当して据え置きの提案であります。予算の歳入に財政安定化基金からの交付金を計上すべきではないのか。

4、28年度予算の歳出に財政安定化基金拠出額1億1,359万3,000円が計上してあります。先ほど説明がありました次期保険料の説明資料では、財政安定化基金については、28年度、29年度の拠出を行わない予定となっておりますが、予算書の歳出に示してあるその理由は何なのか、お尋ねをいたします。

(前田正治議員 着席)

_____ ○ _____

○吉永和博 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

吉永事務局長。

_____ ○ _____

(吉永和博事務局長 登壇)

○吉永和博 事務局長

財政安定化基金に関する4点のお尋ねにお答えをいたします。

1 点目、平成 27 年度末の熊本県後期高齢者医療財政安定化基金の残高見込みにつきましては、熊本県において条例を制定し、管理運用をなされておりますことから、熊本県に確認いたしましたところ、拠出金及び運用益を含めた見込み額は約 41 億 8,797 万円であります。

2 点目、財政安定化基金の交付手続きにつきましては、例年 11 月ごろ行われる交付申請に係る事前調査を経て、県財政安定化基金運営要綱に基づき、熊本県に交付申請を提出をいたします。その後、熊本県の予算成立をもって交付金が決定されることとなっております。

なお、本広域連合においては、財政安定化基金の交付等の実績はございません。

3 点目、平成 28 年度当初予算に財政安定化基金からの交付金を計上すべきではないのか、についてでございますが、財政安定化基金の交付事業は、高確法第 116 条並びに算定政令第 13 条に基づき、財政運営の期間 2 年間のうち最終年度に交付するとされておりますことから、平成 28 年度においては計上をいたしておりません。

ただし、平成 29 年度においては、必要額を当初予算に計上させていただくこととなります。

4 点目、財政安定化基金の拠出額は、2 年間の医療費給付等見込み額に国が定めます標準拠出率 0.041% を乗じて、算出をしておりますところでございます。

それからもう 1 つ、拠出金につきましてでございますが、予算を計上しているのに拠出をしないのはどうしてかという最後の御質問であったかと思えます。これにつきましては、熊本県の広域連合といたしましては、市町村の当初予算に反映させていただくために、11 月中旬に市町村に予算額をお示しさせていただいております。それによって予算額を計上しているところでございます。

拠出に伴う分については、県の条例の定めにより、国の拠出率について条例を改定することという内容で県の担当のほうから伺っておりますところでございます。

県の拠出金を計上しないことは事務レベルでの協議であり、最終的には県議会での予算議決となるため、広域連合では予算計上をしておりますところでございます。

なお、熊本県議会において、拠出金を計上しないことで議決されれば、次回の定例会におきまして減額補正をお願いするということになります。

以上です。

(吉永和博事務局長 着席)

○
前田正治 議員

議長。

○
満永寿博 議長

前田正治議員。

○
(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

手続き上、いろいろ面倒なことがあるなというふうに感じております。

再質問を2点、事務局長にお聞きします。

財政安定化基金の原資は保険料に私はあると思いますが、事務局長の見解を求めます。

再質問の2つ目、平成24年度決算では、財政安定化基金が28億円ありました。27年度末には、おっしゃったように41億8,000万円程度に膨れ上がります。これは、2年間の財政運営を基本とする保険料の算定が高すぎる保険料設定にあっているから、わずか3年で基金がおよそ1.5倍に増加したものだと思います。4年間の財政運営を考慮した観点からも、これは高すぎる保険料設定ではないかと思います。見解をお聞きします。

(前田正治議員 着席)

_____ ○ _____

○吉永和博 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

吉永事務局長。

_____ ○ _____

(吉永和博事務局長 登壇)

○吉永和博 事務局長

ただいまの前田議員の2つの御質問にお答えをいたします。

保険料につきまして、財政安定化基金の原資はどこにあるかという内容の御質問だったと思います。

財政安定化基金につきましては、広域連合と県、そして国の3分の1ずつの拠出ということになっておりますことから、全てがその保険料ということではないという状況であります。そのうちの幾らかについては保険料が原資になっているということも言える部分はあるかと思えます。

それから、2点目、保険料につきまして、保険料は取り過ぎではないかという御質問でございましたね。これにつきまして、その使途となるところは、財政安定化基金を用いて、もっと下げるべきではないかという意図の御質問と解釈いたしました。そのような内容でしょうか。

この保険料率の改定におきましては、保険料率の増加抑制のための交付金として、その財政安定化基金から交付する事業としては、高確法の附則第14条の2に財政安定化基金の特例が設けてございます。この特例によって保険料率の上昇抑制のために交付を受けることは、法律上可能でございます。しかしながら、保険料を引き下げるための交付については受けることができないというふうに定めてございます。

(吉永和博事務局長 着席)

_____ ○ _____

○前田正治 議員

議長。

○

○満永寿博 議長

前田正治議員。

○

(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

できないということですけど、連合長に見解をお聞きします。

私は、基金の原資、一部だとおっしゃいましたが、私は大半が保険料だと思っております。保険料が高すぎるから基金が膨れ上がる。基金を使って下げなさいと言いますと、執行部は、おっしゃったように基金は保険料増加の抑制を目的としており、保険料を引き下げることは制度の趣旨に反すると、大体決まって言われます。

滞納者が増加傾向にある今日を抑制するためにも、私は、今は41億8,000万円ある基金、これを使って引き下げることこそ求められていると。これは制度と全く矛盾しないというふうに思っております。

連合長の見解を、ひとつよろしくお願いします。

(前田正治議員 着席)

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○満永寿博 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

今、前田議員のほうから引き下げるべきということの御質問でございますけれども、前回の改定時も保険料を上げる想定としておりましたけれども、これを据え置きをしたということで、現在、収支均衡により、平成27年度末の決算の剰余金がないということで試算をさせていただいております。

ただし、実際の決算剰余金については、今回の保険料改定時に改めて見込む必要がございます。今回、平成27年度の決算剰余金については、61億円というふうに見込んでいますところでございます。

また、今回は決算剰余金を全額収入として計上して、それでは補えないとされる費用に関しては、財政安定化基金からの交付金を2億5,000万円充当する予定としておりまして、基金充当後の平成29年度末の決算剰余金は0円というふうになるというところでございます。

よって、決算時に余る、いわゆる取り過ぎという状況は発生をしていないというところ
でございまして、また、今回、そういう形で据え置きをしているということでございます
が、今の状況を鑑みますと、これを下げるといふことには直ちにならないというふうにか
えております。

以上でございます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○満永寿博 議長

以上で、前田正治議員の通告による質疑は終わりました。

次に、荒木俊彦議員の発言を許可いたします。

○

○荒木俊彦 議員

議長。

○

○満永寿博 議長

荒木俊彦議員。

○

(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

議第3号について質疑を行います。

大津町の町会議員の荒木です。

今回の特別会計予算であります、第3次の計画の中で健康寿命を延ばすことが非常に
大切であると、そういう方針のもとで今回の新年度予算が組まれているかと思いますが、
その中で、健康寿命と平均寿命の差、これが全国平均を上回っていると。健康寿命と平均
寿命がなるべく縮まれば縮まるほど、高齢者の皆さんが最後まで元気でいられるというこ
とであります、それでは、全国で健康と平均寿命の差が小さい優れた都道府県はどちら
かと、熊本県との比較はどうであるかという点が第1点です。

第2点目に、これは非常に高齢者の健康状況を掴む上では大切な指数ではなかろうかと
いうことで、県内の自治体別に健康寿命、平均寿命の指数はどうなっているのかと、ある
いは、調査をされているかという点が2点目です。

第3点目に、健康寿命を延ばすことが非常に大切であるということですから、新年度の
予算において、そのための事業、そのための予算はどうなっているかと。3点目です。

最後に、4点目に、全国の広域連合を比較いたしまして、健診を無料でやっている自治
体が多いかと思いますが、全国の都道府県の中で何%ぐらいが健診を無料にしているかと
いうことですね。自治体別もあるかもしれませんが、大体、都道府県ですね。

それから、人間ドックの、現在、当広域連合では1万5,000円の補助を出しております
が、これを上乗せをしている広域連合があるかどうか。

以上について、お尋ねをいたします。

(荒木俊彦議員 着席)

○
○吉永和博 事務局長

議長。

○
○満永寿博 議長

吉永事務局長。

○
(吉永和博事務局長 登壇)

○吉永和博 事務局長

ただいまの健康寿命に関する４点のお尋ねにお答えをいたします。

１点目、健康寿命と平均寿命の差が全国平均を上回っているとの御指摘でございますが、国が示します数値によりますと、平成２２年の数値でございますが、熊本県の男性で９．７１年、女性で１３．１４年となっております。

平均寿命と健康寿命の差が最も小さいところは、男性は秋田県の７．７６年、本県との差は１．９５年、女性は群馬県の１０．６４年で、本県との差は２．５年となっております。

なお、平均寿命では、本県は男女とも全国で第４位、健康寿命でも、男女とも第２１位となっております。

２点目、県内の自治体別の健康寿命の数値はどうか、調査はしているのかのお尋ねでございますが、健康寿命につきましては、厚生労働科学研究費補助金による、健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用効果に関する研究班というところから発表されております数値が、厚生労働省をはじめ、各種公表資料に用いられており、本広域連合におきましても、この数値を指標としているところでございます。

この研究班による健康寿命算定方法の指針によれば、健康寿命の算定上の留意点として、人口規模が小さい自治体では、健康寿命を算定することは適さないとされておりまして、精度の確保には、人口の目安として１３万人、また、それ以上が望ましいとされております。

このようなことから、自治体別の指数を求めることは困難と考えております。

３点目、健康寿命を延ばすための事業と予算はどうかのお尋ねでございますが、健康寿命は健康日本２１において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定めており、その指標には、要介護状態など客観的なものと、自分が健康であると自覚している期間といった主観的なものを含んでございます。

本広域連合では、従来から行っております健康診査や市町村による各種保健事業への費用助成に加えて、新年度より、新たに歯科口腔健康診査や糖尿病性腎症患者の重症化予防事業など、地域の実情にあったきめ細やかな事業を実施することで健康寿命の延伸を目指し、当該事業の予算を計上しているものでございます。

４点目、全国と比較して健診無料の比率と人間ドックの補助額アップをしているところ

があるかとお尋ねでございますが、まず、健診につきましては、無料で実施しているところは、平成26年度で23府県ございます。

次に、人間ドックの補助につきましては、全国の状況を把握しておりませんが、九州各県の状況といたしましては、福岡県では助成を行っておりません。ほかの6県については、本県と同じく特別調整交付金による助成を行っております。この助成額は、他の保健事業と調整をし、決定されており、本県の定額助成方式とは異なっております。

(吉永和博事務局長 着席)

○ 荒木俊彦 議員

議長。

○ 満永寿博 議長

荒木俊彦議員。

(荒木俊彦議員 登壇)

○ 荒木俊彦 議員

健康寿命を延ばすということは非常に大切なことだ、多分、そういう方針のもとでやられていると思いますが、トップの県と比べると約2年ほど差があるようですので、これを縮めることが大切だということですが、都道府県の調査はどうかというと、小さい自治体では調査できない、あるいは適用できないという答弁でありましたが、それじゃ、いつまでも厚労省が示す数字だけを鵜呑みにしてやるということです。これはちょっとおかしいんじゃないですか。健康寿命を延ばさなきゃならないというふうにならなくておきながら、自分のところでは調査はできませんということでは、方針だけは掲げて実際は何もできないということになってしまうんじゃないですかということです。

例えば、75歳以上の高齢者の皆さんの中で、介護の介護度判定がなされております。もちろん、申請しないとあれですけど。この介護度を比較するだけでも、自治体別に健康であるかどうかという判断の指数になるのではないかと思うんですけど、自治体別にこうした比較ができるような工夫が必要だと思うんですけど、こういう調査をなさる検討するかどうかをお尋ねをしたいと思います。

(荒木俊彦議員 着席)

○ 吉永和博 事務局長

議長。

○ 満永寿博 議長

吉永事務局長。

(吉永和博事務局長 登壇)

○吉永和博 事務局長

ただいまの健康寿命につきまして、各自治体で調査ができないかというお尋ねだろうと思います。

健康寿命の算定方法につきましては、先ほど答弁の中で申し上げたとおり、厚生労働省の研究班というところから出ております健康寿命算定方法の指針によるところとなります。これによりますと、健康寿命の算定上の留意点として、厚生労働省が実施します国民生活基礎調査に準じた調査を行う必要がございます。この場合、調査票は自書式とし、健康寿命に関する質問を同一として、また、調査対象者の選定は無作為抽出といった条件となります。

健康寿命の算定の精度をある程度確保するためには、調査対象者をかなり多くする必要がございます。調査回収の数の目安は、1つの自治体で3,000人、またそれ以上で、できれば1万人以上に対して実施することが望ましいとされております。

このようなことから、本広域連合において、独自に自治体別の指標を求めることは困難であると考えております。

(吉永和博事務局長 着席)

_____ ○ _____

○荒木俊彦 議員

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

荒木俊彦議員。

_____ ○ _____

(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

厚労省の指針だけとありますが、これでは実態はつかめないということだといいたいです。

ですから、介護保険の介護度を調査しようと思えば各自治体でやっているんですから簡単にできるじゃないですか。それを全県で比較をすれば、独自の健康指数が算出できるということを言いたい訳です。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

荒木議員。すみません。質問が5分ちょっとになりました。

_____ ○ _____

○荒木俊彦 議員

今終わります。

検討をするべきではないかということ。

(荒木俊彦議員 着席)

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

質問は終わります。

今までの答えを誰か。

_____ ○ _____

○吉永和博 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

吉永事務局長。

_____ ○ _____

(吉永和博事務局長 登壇)

○吉永和博 事務局長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

国が示す健康寿命という年齢との比較、またはそれに沿った指標ということになりますので、それ以外の方法での指標というのはなかなか、国が示す指標とは異なっておりますので、また、全国でも同じような調査がされておるところはございませんので、非常に難しいかと考えております。

(吉永和博事務局長 着席)

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

以上で通告による質疑は終了いたしました。

続きまして、討論の通告がっておりますので発言を許します。なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

荒木俊彦議員から討論の通告がおりますので発言を許可します。

_____ ○ _____

○荒木俊彦 議員

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

荒木俊彦議員。

_____ ○ _____

(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

議第3号につきまして、反対の立場から討論を行います。

ただいま健康寿命を延ばさなくてはならないと、そういう方針を立てておきながら、結局は医療費を抑制することが一番の目的になっていると言わざるを得ないと思います。医療費を抑制するのではなく、高齢者の皆さんがいかにして元気で長生きをしてもらうかと、これを第一に考えて進めるのが後期高齢者の使命だと私は考えております。

また、先ほど基金の取り崩しはできないというような答弁もございましたが、約28万人の県下の高齢者の皆さん、そのうちの51%は均等割りの9割軽減、8.5割軽減。確かに1割払えばいいからいいじゃないかという理論もありますが、高齢者の皆さん、そういう方々は、年金が最低の方は1カ月5万円にも満たないと、そういう方々が後期高齢者の保険料を支払い、また、1割の医療費を支払い、介護保険料を支払い、介護のサービスを受ければ、またそのサービス料を支払わなくてはなりません。5万円では元々食えることさえできない状況ではありませんか。そういう中であって、国の制度ではありますが、1割でも払えない方が出てくるのは当然かと思う訳であります。

そういう意味で、後期高齢議会としてできることは、最大限保険料を、とりわけ低所得者の皆さんには抑えると、そういう努力がもっともっと必要であるし、また、健康診断の無料化等、本当の意味での健康寿命を延ばすための施策の充実を求めて、反対の討論といたしたいと思います。

以上です。

(荒木俊彦議員 着席)

○

○満永寿博 議長

以上で、通告による討論は終了いたしました。

これより議第3号について採決をいたします。この採決は、起立によって行います。

議第3号について、原案のとおり決することに賛成の議員の御起立を願います。

(起立者多数)

○満永寿博 議長

起立多数と認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議第4号「熊本県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について」並びに議第5号「熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」及び議第6号「熊本県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」及び議第7号「熊本県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議第8号「熊本県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」を一括して議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○満永寿博 議長

大西連合長。

○
(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第４号から議第８号につきましては、行政不服審査法の全部を改正する法律等の施行に伴い、制定または一部を改正するものでございますので、一括提案とし、御説明させていただきます。

まず、議第４号、行政不服審査会条例の制定につきましては、審査請求に対し、審査庁が行う採決の判断の妥当性をチェックするため、第三者機関を設置するもので、組織の運営等について規定をするものでございます。

次に、議第５号、個人情報保護条例及び議第６号、情報公開条例の改正につきましては、審理員による審理手続きに関する規定の適用除外等を設けるものでございます。

続きまして、議第７号、報酬並びに費用弁償に関する条例の改正につきましては、議第４号で御説明いたしました行政不服審査会の委員報酬について規定するものでございます。

次に、議第８号、行政手続き条例の一部改正につきましては、行政不服審査法との関連法であります行政手続法の一部改正に伴い、行政運営における公正及び透明性の確保、また、住民の権利、利益における保護の充実を図るため、規定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○満永寿博 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、議第４号、議第５号、議第６号、議第７号、議第８号を一括して採決いたします。

議第４号、議第５号、議第６号、議第７号、議第８号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、議第４号、議第５号、議第６号、議第７号、議第８号は原案のとおり可決されました。

次に、議第９号「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議第１０号「熊本県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を一括して議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○大西一史 広域連合長

議長。

大西連合長。

○大西一史 広域連合長

(大西一史広域連合長 着席)

議長。

大西連合長。

係規定の整備のため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準額の引き上げ及び保険料の特例軽減措置継続実施に伴い、所要の改正を行うものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○満永寿博 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

本件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議第12号「熊本県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○満永寿博 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第12号について、御説明いたします。

広域連合第3次広域計画につきましては、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき策定するもので、平成23年度に策定いたしました第2次広域計画の計画期間が平成27年度をもって終了するため、新たに策定するものでございます。

策定に当たりましては、パブリックコメントをはじめ、熊本県及び運営協議会、主管課長会議等にて御意見をいただき、策定いたしましたところでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○満永寿博 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

本件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、議第12号は原案どおり可決されました。

○

第5 一般質問

○満永寿博 議長

次に、日程第5、「一般質問」を行います。

お手元に配付をしてあります一般質問通告書のとおり、8番、前田正治議員から一般質問の通告がっておりますので。前田正治議員からの発言を許可いたします。

○

○前田正治 議員

議長。

○

○満永寿博 議長

前田正治議員。

○

(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

玉名市議会議員の前田正治です。通告に沿って一般質問を行います。

議第10号で、提案してあります職員の人事評価に関して質問いたします。

地方公務員法では、人事評価とは、第6条任命権者の中で、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいうとしております。そして、それを昇任、降任、転任、免職の際に利用しなければならないことになりました。

評価することが公平な処遇、働く意欲の向上、そして、職員の持っている能力の発揮、開発などに繋がると言われております。しかし、人を人が評価して、その処遇を決めることは、これは簡単ではありません。評価のあり方によっては、差別に繋がることもあります。また、働く意欲の減退、やる気の喪失にも繋がります。そのようなことにならないためには、評価する側の努力と対応が絶対に欠かせません。公正な評価が大前提であります。

評価の過程、評価の結果などの情報が、透明な形で全面公開されることが必要であります。そして、何よりも評価される職員が納得できるものであることが、人事評価が実効ある制度になるものと思います。

広域連合の職員は、県内の市町村から派遣期間約3年で派遣された職員で構成されてお

ります。3年間の中でどのような人事評価がなされるのか、4点質問します。

1、広域連合事務において、人事評価をどのように活用されるのか。人事評価の導入目的、目指す効果などをお尋ねします。

2、何を基準にしてどう評価されるのか。

3、職員について、人事評価を毎年実施するのか。

4、評価結果の開示や結果に対しての意見聴取についてはどうするか。

以上、お尋ねします。

(前田正治議員 着席)

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

すみません。先ほどこっと失礼しました。

20番の荒木俊彦議員より一般質問の通告もあっておりましたので、これに追加いたします。

なお、発言時間は1人10分以内、回数は3回まででありますので、さよう御承知を願います。ただいま、前田正治議員の一般質問です。

それでは、大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

人事評価に関するお尋ねについて、1点目の人事評価の導入目的、目指す効果、活用方法についてお答えをいたします。

地方公務員法の改正により、平成28年4月1日から市町村をはじめ、一部事務組合や広域連合も含めた全ての地方公共団体において人事評価を実施することとなっており、本広域連合におきましても、同様に人事評価を実施することといたしております。

まず、人事評価を導入する目的は、職員の能力向上及び業務の見直しや新規業務の提案などによる業務の効率化を図ることにあると考えております。

次に、目指す効果として、さまざまな課題に対応できる人材を育成することにより、住民サービスの向上に繋がるものと期待をしております。

なお、人事評価の結果は、広域連合内の人事配置に活用していきたいと考えております。以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○吉永和博 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

吉永事務局長。

○
(吉永和博事務局長 登壇)

○吉永和博 事務局長

私のほうからは、人事評価に関する２点目から４点目のお尋ねについてお答えをいたします。

２点目の人事評価の基準と３点目の毎年実施するかについてでございますが、職員が行う職務上の行動を通じ能力を把握する能力評価と、職員が果たすべき職務の目標設定を行い、どの程度達成したかを把握する業績評価の２点を基準に、絶対評価により、毎年度実施したいと考えております。

４点目の人事評価の評価結果の開示や結果に対する意見聴取でございますが、人事評価の実施に際しましては、公正で客観的な透明性の高い精度の活用が求められております。

このことから、人事評価期間終了時に実施する面接において、職員のさらなる能力向上や今後の業務実績に繋がりますよう、評価結果の開示をはじめ、助言等を行って参りたいと考えております。

なお、職員が人事評価の結果に疑問が生じた場合に相談ができる窓口を広域連合内に設置するとともに、相談した職員が不利益な取り扱いを受けないよう努めて参ります。

(吉永和博事務局長 着席)

○前田正治 議員

議長。

○満永寿博 議長

前田正治議員。

○
(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

職員について、人事評価を毎年実施するというようなことでしたけど、大体、市町村から派遣されてきて、１年目で果たして適切な評価がでくつとかなと、私はそういう疑問があります。それと、相談窓口は設置するというものであります。

再質問、連合長にお聞きします。

私は先ほども言いましたように、改正された地方公務員法のもとで、評価される職員が納得できるものであることが、この人事評価が実効ある制度になると思っております。その一環として、相談窓口の設置ということがあるかと思います。

そして、実効あるためにはですね、任命権者、いわゆる連合長の対応と努力、これが私は不可欠であるというふうに感じております。

いわゆる相談窓口での苦情対応について、この評価に対する苦情対応について、職員か

ら評価結果についての意見聴取をする際に、職員が評価に係る情報の全ての公開を要求することや、相談窓口における苦情対応の過程を通して職員が評価結果の修正を要求する権限、これはあり得るのか。私は、そのような権限をきちんと与える、付与することも、これは任命権者の責任だと思っております。

連合長の見解を求めます。

(前田正治議員 着席)

○大西一史 広域連合長

議長。

○満永寿博 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

職員の人事評価については、やはり評価する側が適切に職務の遂行状況でありますとか、事務の処理の状況でありますとかが適切であるかも含めて、その職員の能力をやはり伸ばしていくという意味でも、非常に意味のあるものだというふうに感じております。

また、先ほど事務局長のほうからも答弁がありましたけれども、人事評価の結果に疑問が生じた場合に相談ができる窓口、あるいは広域連合内にもそういったものを設置をしておりまして、特別に相談した職員が不利益な取り扱いが受けることがないように、これは一層努めて参りたいと思います。

ただ、評価をされたことに対して、それを修正をするような権利、権限というものは、被評価者がそういうことを持っておれば何のために評価をするのか、これは極めてわからなくなってくると、私はそのように認識をしております。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

○前田正治 議員

議長。

○満永寿博 議長

前田正治議員。3回目です。よろしくお願いします。

(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

職員が修正を要求する権限っていうか、それも含めて、なぜそういった疑義が生じるようになったかというようなこと、その根底となる、その職員に対する評価の情報の全面的

な公開を職員が要求する権限や、あるいはそういったことを通して修正を要求する権限、こういったことも、やはりきちんと与えるべきではないかというふうに感じている訳です。

そういう権限を職員に与えるということは、私、ちょっと不勉強でよくわかりませんが、改正された地方公務員法の中にはうたわれてないんじゃないかなと。それで、任命権者が改正された地方公務員法を運用する中で、評価に係る情報の全面公開を職員が要求する権限や、あるいは苦情対応の過程を通して、評価結果の修正を要求する権限をきちんと与えるということは、これは連合長、任命権者の責任で可能であるというふうに理解する訳です。

権限を与えることが地方公務員法に抵触する、あるいは、地方自治法に抵触するというようなことがないというなら、ぜひ、そういったことも検討してもらいたいというふうに思う訳です。

再度、ちょっと連合長の見解をお願いします。

(前田正治議員 着席)

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

職員が評価結果に著しく疑義を持たないようにするという、そういう透明性の確保というのは必要であるというふうに思っておりますので、そういう点に関しましては、全面的に公開をするということになるかというふうに思います。

人事評価結果に対する相談窓口というのがきちんと機能するかどうかというのが非常に重要でございまして、平成28年4月1日施行予定の人事評価実施要綱に基づき設置をする予定としております。

内容としては、相談窓口の担当者や相談実施による不利益処分の禁止、相談内容に関する秘密の保持を規定しております。

また、人事評価制度の円滑な運用のため、広域連合長が、私が任命をする内部の連絡調整会議も設置する予定としておりますので、万全の態勢をとって参りたいと、このように考えております。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

以上で、前田正治議員の一般質問は終わりました。

議長。

荒木俊彦議員。

○荒木俊彦 議員

質問の項目は２点ですが、第１点目は、先ほども質疑しましたが、県内の健康寿命は全国トップと２歳ほど差があるということです。この健康寿命を延ばすということが大切だ大切だと言われながら、具体的な方針は示されていないということです。絵に描いた餅だけではいけないと思うんですが、具体策についてお尋ねをします。

昨年の決算議会で、大西連合長は、例えば、健診の無料化については、無料化によって受診率がアップするかどうか因果関係は不明であると答弁されました。また、保険者間の公平性を保つため自己負担が必要であるという答弁でありました。一方で、高齢者の皆さんが健診を受けるためのインセンティブ、きっかけづくりにはなると言われた訳であります。これを踏まえまして、改めてこの２点についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長。

大西連合長。

○大西一史 広域連合長

健康寿命の延伸につきましては、被保険者にとって、日常生活が制限されることなく生活できる期間を延ばしていくことになりますことから、広域連合においては、健康診査や平成28年度より開始いたします歯科口腔健康診査により、被保険者の生活習慣病の早期発見や重症化の予防を支援するほか、健康支援訪問指導事業など、各種保健事業を実施して参ります。

また、市町村においては、人間ドック助成のほか、健康教育や健康相談事業を実施しており、広域連合と市町村及び関係機関が連携をし、被保険者の健康管理を支援することで、健康寿命の延伸を目指して参りたいと考えております。

議員が御案内の対策としての1点目、健診費用の無料化につきましては、これまでお答えをしてきましたとおり、本広域連合では健康診査の費用はその大部分を保険料で賄っており、被保険者の公平性を保つため、受診された方に費用の1割程度の御負担をお願いしているところであります。

2点目の人間ドックの奨励のための補助アップについてのお尋ねにお答えをいたします。

市町村が実施する人間ドックへの広域連合からの助成額につきましては、市町村の代表で構成される事業協議会で承認していただき、1万5,000円と定めており、市町村の意向を反映したものとなっております。

なお、財源としております国の特別調整交付金は、広域連合や市町村で実施する他の保健事業の財源にもなっておりますことから、財源を調整しながら可能な限りの対応を図っているところであります。

また、人間ドックの実施市町村については年々増加傾向にあり、本広域連合では、市町村担当者研修会や主管課長会議において、制度の紹介及び勧奨をしておりますほか、今後も未実施の市町村を個別に訪問し、人間ドック助成への取り組みをお願いしてまいりたいと考えております。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○荒木俊彦 議員

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

荒木俊彦議員。

_____ ○ _____

(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

健診費用の無料化、ドックのアップ、今までどおりという答弁だと思いますが、ちょっと考え方を整理したいと思いますが、昨年の決算で監査委員さんから指摘がありまして、医療費の抑制を図る上から、被保険者の健康づくりを進めることは重要なことである。しかし、健診受診率が低い状況にあるとし、受診率の増加に努めるよう要望すると監査委員さんから意見が上がっております。

監査の立場からすると、これはまさに妥当な指摘であると思いますが、私は、この発想が広域連合については逆立ちをしていると思います。

本来、医療費の抑制を図るために、が先にくるということは、受診を抑制するということになります。そうではなくて、被保険者の健康づくりを進めると、これが第1番目にこなくてはいけないと思います。そのために何をどうするかと、そして、結果的に高齢者の

皆さんが元気で長生きをしていただければ医療費が安くなってくるということに繋がっていくと思う訳です。

高齢者の健康で長生きを第1番目に考えるということについて、連合長に見解を求めたいと思います。

また、負担の公平性、一部負担金がよく言われますが、健診を受ける人、人間ドックを受診する方が増えれば増えるほど、そのことによって健康寿命が延びると、早期発見にも繋がるということで、そして、結果的には、そういう方々が増えれば増えるほど医療費が安くなってくる、費用が安くなってくる訳ですから、大いに受診される方を奨励すると。その方たちが全体の医療費を引き下げることに貢献なさっていただく訳でありますから、私は、自己負担をなくして、どうぞ受診をしてください、どうぞ人間ドックをもっと受けてくださいと、こういう発想に転換をするべきだと思います。これが2点目です。

なぜ無料化が必要かと、もう1つの考えですが、健診とか、人間ドックを受けられる方、特に人間ドックは、うちの大津町では町が1万円負担して2万5,000円、ですから、自己負担は多分1万円ぐらいだと思うんですが、どちらかと言えば所得の高い方が人間ドックを受けておられるのではなかろうかと私は思います。

裏を返すと、所得の少ない人ほど健診や人間ドックの受診をためらう、あるいは、諦めると、そんなお金は出せない。結果的に、その方たちは受診をしないために重病化を引き起こしてしまうということに繋がっているのではないかと思う訳ですけど、これは、健診受診者、それから、人間ドック受診者、この方たちの所得階層がどの位置にあるかというのを検証するべきではなかろうかと思うんです。簡単にできますよね。9割軽減の方、8.5割軽減の方、階層がありますから。ということで、そういう調査をして検証するべきだと思いますけど、如何でしょうか。

(荒木俊彦議員 着席)

○大西一史 広域連合長

議長。

○満永寿博 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

まず、高齢者の方が健康で長生きをしていただくということに対する取り組みは、非常に重要なことだというふうに考えておりますので、これまで当連合会で行っていることについては、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、健康診査の個人負担無料化でありますとか、こうした費用につきましては、ある程度、やっぱり保険料で賄っている部分ということでの、被保険者の公平性を保つという必要があるというふうに考えますので、受診された方に費用の1割程度をお願いして

なお、これまで市町村へ直接訪問によって具体的な協議を重ねて、それぞれの取り組み状況に対する状況の把握と理解をそれぞれ深めていただくために、効果的な事例の収集、あるいは、他の市町村への紹介など、受診率向上のための取り組みを続けて参りたいと、このように考えているところでございます。

(大西一史広域連合長 着席)

議長。

荒木俊彦議員。3回目ですので、最終答弁ですから、よろしくお願いします。

再度お尋ねをいたします。

私は、とりわけ低所得者の方々は健診率が特に低いと思います。ましてや人間ドックを受ける方も低いと思う訳です。

所得の少ない方が健診が無料になるということで、無料なら受けてみようかと。連合長も1つのインセンティブ、いわゆる動機づけ、きっかけになるということはお認めになっている訳ですから、九州各県の多くの県では、もう既にこの健診が無料になっている訳です。無料にすることによってきっかけを作り、とりわけ所得の少ない階層の方々も健診を受診されると。そのことが、ひいては御本人のためであり、また健康寿命を延ばすということに繋がってくるかと思しますので、先ほどの調査と併せて、再度御検討をいただきたいと思います。実現するまで、私は質問を続けたいと思います。

(荒木俊彦議員 着席)

議長。

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

前回の議会でもお答えいたしましたけれども、健診の無料化ということと受診率の向上ということに直結しているかどうかということについての因果関係は、これは他の自治体辺りを見ましても明確とはなっておりません。

前回申し上げたとおり、1つのインセンティブとして、受診率の向上対策と併せて、こういった受診の状況をしっかり、ある程度把握をしていくということは重要であるというふうに思いますので、そういった分析も含めて、今後、できるかどうかについて検討をして参りたいと考えております。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○満永寿博 議長

以上で一般質問は終了しました。

お諮りいたします。本定例会において議決されました案件については、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、本定例会において、議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、平成28年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後3時21分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 満 永 寿 博

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 中 村 博 生

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 藤 本 一 臣